

## 回 答 書

令和2年12月29日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階  
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松久三四彦殿

〒160-8501

東京都新宿区左門町4番地四谷アネックス  
株式会社サンミュージックブレーン  
代表取締役 西潟昌平



拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

さて、貴法人より頂戴致しました令和2年11月24日付け申入書兼質問書につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

サンミュージック・アカデミーのウェブサイトで「よくある質問」の「費用について」のA.（回答）の中で「納入金の返金是对応致しかねます。」と記載していることが、消費者契約法9条1号に違反するとのご指摘につきましては理解致しました。

つきましては、下記のとおり変更することとし、早速、業者に依頼してウェブサイト上の記載を改めたいと存じます。

### 記

「なお、納入頂いた費用のうち、レッスン料につきましては、レッスン開始前に入所契約を解約された場合には全額返還いたします。」

貴重なご意見を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

敬具